		宇宙）[4]	アンテナ利得が56dBi未満の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
86-92GHz[5]	81-86GHz	固定	86.03 ≤ f ≤ 87GHzにおいて、 -41-14(f-86)dBW/100MHz 87 ≤ f ≤ 91.95GHzにおいて、-55dBW/100MHz ただし、fは100MHz基準帯域幅の中心周波数(GHz表示)
	92-94GHz	固定	91 ≤ f ≤ 91.95GHzにおいて、 -41-14(92-f)dBW/100MHz 86.05 ≤ f ≤ 91GHzにおいて、-55dBW/100MHz ただし、fは100MHz基準帯域幅の中心周波数(GHz表示)

表1-2の注釈：

[1] 不要発射の電力の値は、アンテナ・ポートで計測した値として理解される。

[2] ここでの平均電力は、アンテナ・ポート（又はそれと同等の場所）で計測された1400-1427MHzの周波数帯における電力の合計を５秒間隔で平均化したものと理解される。

[3] 1429-1435MHzの周波数帯は、第一地域の８つの主管庁において、自国内の航空テレメトリに使用するため、航空移動業務にも独占的に一次的基礎で分配されている（第5.342号）。

[4] 晴天時において適用される制限値。アップリンク電力制御を使用している地球局では、フェージング状態の時にこれらの制限値を超える可能性がある。

[5] 他の最大不要発射の値は、86-92GHzの周波数帯に関してITU-R報告F.2239に定める異なるシナリオに基づいて制定される。

追　　決議第759（WRC-15）　76-81GHzの周波数帯における無線標定業務とアマチュア業務、アマチュア衛星業務及び電波天文業務との共存に関する技術的研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　77.5-78GHzの周波数帯は、アマチュア及びアマチュア衛星業務に一次的基礎で分配されていること。

b）　77.5-78 GHzの周波数帯は、電波天文業務（RAS）に二次的基礎で分配されていること。

c）　本世界無線通信会議が、77.5-78GHzの周波数帯を無線標定業務に一次的基礎で分配したこと。

d）　第5.149号に基づき、電波天文以外で76-86GHzの周波数帯を分配されている業務の局に割当てを行う際、主管庁は、RASを有害な混信から守るべく実行可能な全ての措置を執ることを要請されていること。

以下に留意し、

a）　無線標定業務への76-81GHzの周波数帯の分配はレーダーアプリケーションにより使用され、レーダー局は76-81GHzの全周波数帯を使用する可能性があること。

b）　車載アプリケーション用レーダーの技術的パラメータは、ITU-R勧告M.2057に記載されていること。

c）　アマチュア業務、アマチュア衛星業務及び電波天文業務と無線標定業務との共用に関する研究は、ITU-R報告M.2322に述べられているような車載レーダーに限定されていること。

以下を認識し、

a）　76-81GHzの周波数帯のRASの保護に関する研究及びガイドラインを入手することは、主管庁にとって有益な可能性があること。

b）　考慮事項d）に従うRASの保護は、一部の国では、例えばRAS用地周辺での特別除外区域の設定など追加の措置を要求する可能性があること。

以下をITU無線通信部門に要請することを決議する。

ITU-R報告 M.2322で既に完了している研究結果を考慮しつつ、76-81GHzの周波数帯におけるアマチュア業務、アマチュア衛星業務及び電波天文業務のアプリケーションと無線標定業務のアプリケーションとの両立性を確保するよう主管庁を支援する研究を行うこと。また、ITU-R勧告及び報告を必要に応じて策定すること。

追　　決議第760（WRC-15）　移動業務（航空移動業務を除く）その他の業務による第一地域の694-790MHzの周波数帯の使用に関する規定

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　694-790MHzの周波数帯の良好な伝搬特性は、カバレッジの費用効果の問題解決を提供する上で有利なこと。

b）　決議第232（WRC-12）に従い、ITU無線通信部門（ITU-R）が、現在694-790MHzの周波数帯に分配されている移動業務その他の業務との両立性に関する研究を行ったこと。

c）　694-790MHzの周波数帯及びその隣接周波数帯の全ての一次業務を適切に保護することが必要なこと。

d）　主管庁が二国間協定を策定する際に使用できるGE06プラン地域における694-790MHzの周波数帯の地上デジタルテレビジョン放送とIMTとの間の同一チャネル共用及び両立性に関する材料をITU-R 報告BT.2339が提供していること。

e）　第5.312号に掲げた国々では、645-862MHzの周波数帯は、航空無線航行業務（ARNS）に一次的基礎で分配されていること。

f）　一部の国では、放送及び番組制作に付随するアプリケーションは470-862MHz帯又はその周波数帯の一部で運用されており、このような運用は継続すると考えられること。

g）　一部の国では、694-790MHzの周波数帯でIMTを導入することは、放送及び番組制作に付随するアプリケーションのための周波数の可用性に影響を与える可能性があること。

以下を認識し、

a）　無線通信規則の第５条では、694-790MHzの周波数帯又はその周波数帯の一部は、各種の業務に分配され、一次的基礎で使用されていること。

b）　174-230／470-862MHzの周波数帯において、GE06合意は、モンゴル及びイランを除いた全ての第一地域の国々に適用されること。

c）　694-790MHzの周波数帯では、決議第224（WRC-15、改）が適用されること。

d）　第5.312号に掲げた国々のARNSに関し、第9.21号に基づき合意を得ることを条件として、WRC-12が、決議第232（WRC-12）により、第一地域の694-790MHzの周波数帯を移動業務（航空移動業務を除く。）に一次的基礎で分配したこと。また、本世界無線通信会議に対し、ITU-Rの研究を考慮しつつ、移動業務への分配に適用可能な技術的及び規制上の条件を必要に応じ規定するよう要求したこと。

e）　無線通信規則の中である周波数帯をIMTに特定することは、その周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用も妨げるものではなく、また、無線通信規則の中に優先権を確立するものではないこと。

f）　ある国の中で発生し、及び受信された混信は、各主管庁により国内問題として取り扱われる必要があること。

g）　ある国内で生成され、隣国に影響を与えるような隣接チャネル混信は、双方で検討する必要があること。

第明治三十五種郵便物認可